

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その
日を除く)
翌日

目 次

◇ 告 示 昭和六十一年度鳥取県一般会計補正予算等(財政課)
昭和六十二年度鳥取県一般会計予算等(〃)

告 示

鳥取県告示第二百六十八号

昭和六十二年二月定例県議会で三月六日議決された昭和六十一年度鳥取県一般会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、昭和六十

一年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県営駐車場事業特別会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県管理立事業会計補正予算、昭和六十一年度鳥取県営観光施設事業会計補正予算及び昭和六十一年度鳥取県病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和六十二年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

昭和61年度鳥取県一般会計補正予算

昭和61年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,951,269千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ257,257,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費)

第2表 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 県 税	1 県 民 税	35,695,448	1,302,646	36,998,094
	2 事 業 税	9,494,054	789,284	10,283,338
	3 不動産取得税	1,606,131	83,102	1,689,233
	4 県たばこ消費税	1,596,471	20,677	1,617,148
	5 娯楽施設利用税	378,297	23,019	401,316

3 地方交付税	6 料理飲食等消費税	1 地方交付税	85,858,343	93,793	85,952,136										
		5 分担金及び負担金	7 自動車税	1 地方交付税	85,858,343	93,793	85,952,136								
				8 飲 区 税	1 分 担 金	4,342,331	△ 5,397	4,336,934							
					9 狩猟者登録税	1 分 担 金	1,378,152	△ 25,696	1,352,456						
						10 自動車取得税	2 負 担 金	2,964,179	20,299	2,984,478					
							11 軽油引取税	6 使用料及び手数料	1 使 用 料	4,148,233	163	4,148,396			
									12 入 猟 税	2 手 数 料	3,351,524	△ 26,736	3,324,788		
										7 国庫支出金	1 使 用 料	796,709	26,899	823,608	
											7 国庫支出金	2 手 数 料	71,614,046	△ 1,594,260	70,019,786

8 財産収入	1 国庫負担金	21,585,371	△ 405,115	21,180,256
	2 国庫補助金	48,849,405	△ 1,150,359	47,699,046
	3 委託金	1,179,270	△ 38,786	1,140,484
2 財産売却収入		3,557,131	△ 1,066,392	2,490,739
		2,453,944	△ 1,066,392	1,387,552
9 寄附金		78,195	670	78,865
	1 寄附金	78,195	670	78,865
10 繰入金		4,960,557	△ 1,100,317	3,860,240
	1 特別会計繰入金	714,987	△ 36,217	678,770
	2 基金繰入金	4,245,570	△ 1,064,100	3,181,470
12 諸収入		28,286,385	△ 4,494,175	23,792,210
	3 公営企業貸付金元利収入	2,795,444	△ 671,378	2,124,066
	4 貸付金元利収入	21,799,120	△ 3,928,513	17,870,607
	5 受託事業収入	517,318	△ 33,780	483,538
	6 収益事業収入	620,112	61,862	681,974
	7 雑収入	2,374,623	77,634	2,452,257

13 県債		22,810,000	△ 88,000	22,722,000
	1 県債	22,810,000	△ 88,000	22,722,000
歳入合計		264,208,483	△ 6,951,269	257,257,214
歳出				
1 議会費		千円 777,287	千円 △ 29,453	千円 747,834
	1 議会費	777,287	△ 29,453	747,834
2 総務費		19,389,903	△ 16,342	19,373,561
	1 総務管理費	9,191,440	△ 394,266	8,797,174
	2 企画費	851,963	441,242	1,293,205
	3 徴税費	1,580,539	△ 12,601	1,577,938
	4 市町村振興費	597,386	△ 35,528	561,858
	5 選挙費	540,620	△ 14,186	526,434
	6 防災費	150,329	20	150,349
	7 統計調査費	255,247	4,564	259,811
8 人事委員会費	103,321	△ 4,185	99,136	

3 民生費	9 監査委員費	109,058	△ 1,402	107,656
		16,533,266	△ 311,538	16,221,728
	1 社会福祉費	8,288,150	△ 18,516	8,269,634
4 衛生費	2 児童福祉費	5,457,055	△ 82,445	5,374,610
	3 生活保護費	2,778,821	△ 210,577	2,568,244
		8,667,809	△ 703,391	7,964,418
5 労働費	1 公衆衛生費	2,226,417	△ 104,409	2,122,008
	2 環境衛生費	535,174	△ 6,967	528,207
	3 保健所費	1,357,187	△ 15,213	1,341,974
	4 医薬費	4,549,031	△ 576,802	3,972,229
6 農林水産業費		1,333,136	△ 68,912	1,264,224
	1 労政費	320,170	△ 7,463	312,707
	2 職業訓練費	538,122	△ 29,820	508,302
	3 失業対策費	373,517	△ 29,178	344,339
7 商工費	4 労働委員会費	101,327	△ 2,451	98,876
		42,984,157	△ 1,400,835	41,583,322
8 土木費	1 農業費	10,548,306	△ 948,611	9,599,695
	2 畜産業費	2,887,135	△ 85,192	2,801,943
	3 農地費	16,774,437	△ 33,905	16,740,532
	4 林業費	8,218,389	△ 171,703	8,046,686
	5 水産業費	4,555,890	△ 161,424	4,394,466
		23,136,177	△ 4,202,693	18,932,484
9 住宅費	1 商業費	11,945,632	△ 1,061,857	10,883,775
	2 工鉱業費	10,787,233	△ 2,965,591	7,821,642
	3 観光費	402,312	△ 175,245	227,067
		57,901,855	617,710	58,519,565
	1 土木管理費	325,857	12,320	338,177
	2 道路橋りょう費	24,378,931	547,252	24,926,183
10 都市計画費	3 河川海岸費	15,880,833	231,146	16,111,979
	4 港湾費	8,704,098	22,562	8,726,660
	5 都市計画費	5,832,728	△ 25,929	5,806,799
	6 住宅費	2,779,408	△ 169,641	2,609,767

9 警 察 費	1 警察管理費	11,081,764	△ 44,754	11,037,010
	2 警察活動費	9,851,468	△ 45,727	9,805,741
10 教 育 費	1 教育総務費	1,230,296	973	1,231,269
	2 小学校費	53,349,880	△ 338,736	53,011,144
	3 中学校費	3,106,347	△ 44,778	3,061,569
	4 高等学校費	18,768,414	83,352	18,851,766
	5 特殊学校費	10,639,091	37,916	10,677,007
	6 社会教育費	16,025,274	△ 327,720	15,697,554
	7 保健体育費	2,728,604	△ 148,835	2,579,769
	8 社会教育費	1,216,577	△ 10,622	1,205,955
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	865,573	71,951	937,524
	2 土木施設災害 復旧費	3,571,655	△ 181,714	3,389,941
12 公 債 費	1 公 債 費	411,460	△ 140,545	270,915
	2 土木施設災害 復旧費	29,929,083	△ 284,026	29,645,057
1 公 債 費	1 公 債 費	29,929,083	△ 284,026	29,645,057

13 諸 支 出 金	1 公営企業支出 金	1,453,511	13,415	1,466,926
	2 燃費施設利用 税交付金	168,690	1,116	169,806
	3 自動車取得税 交付金	131,138	7,981	139,119
合 計	1,159,683	4,318	1,158,001	
歳 出	合計	264,208,483	△ 6,951,269	257,257,214

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
6 農林水産業費	1 農 業 費	水田利用再編対策費	千円 79,769
		農村総合研修所宿泊施設整備事業費	75,849
5 水 産 業 費	漁業集落環境整備事業費	漁業関係事業助成費	16,750
		漁業関係事業助成費	6,599
8 土 木 費	2 道路橋りょう 費	道路改良事業費	46,900
		河川改良事業費	3,400
		河川改修事業費	3,925
3 河川海岸費	河川災害関連事業費	河川災害復旧助成事業費	46,150
		河川改修事業費	12,414

通常砂防事業費	57,600	
	雪崩対策事業費	10,600
	急傾斜地崩壊対策事業費	46,300
4 港 湾 費	鳥取空港整備事業費	1,004,600
	60年建設災害復旧費	51,945
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	270,521
	61年建設災害復旧費	270,521
計		1,733,322

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
米子崎津地区中核工業団地造成事業の用地購入費	昭和61年度から昭和62年度まで	千円 591,398
漁業経営再建資金利子補給	昭和61年度から昭和72年度まで	融資総額 935,000千円を限度とし、各年度の返済残高の4/100に相当する金額
62年建設災害復旧費	昭和61年度から昭和62年度まで	50,000

変 更

補 正 前	補 正 後				
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
中小企業設備から昭和73年度まで	昭和61年度から昭和73年度まで	千円 45,000 （昭和115号）中宇摩工業振興基金（昭和81年）中宇摩工業振興基金の未収した貸付金の400,000円を限度として貸付金の回収した額	中小企業設備から昭和73年度まで	昭和61年度から昭和73年度まで	千円 45,000 （昭和115号）中宇摩工業振興基金（昭和81年）中宇摩工業振興基金の未収した貸付金の430,000円を限度として貸付金の回収した額

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 千円	起債の方法 利率 償還の方法	限度額 千円	起債の方法 利率 償還の方法
環境保全費	23,000	%	21,000	%
漁業取締費	218,000		138,000	
道路橋りよう総務費	627,000		210,000	
道路新設改良費	1,730,000		1,944,000	

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208,441千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ786,275千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入	1 用品調達事業収入	千円 941,193	千円 △ 208,441	千円 732,752
	2 自動車管理事業収入	635,963	△ 183,957	452,006
	3 集中管理事業収入	11,157	△ 1,700	9,457
	合計	294,073	△ 22,784	271,289
歳入	合計	944,716	△ 208,441	736,275

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費	1 用品調達事業費	千円 934,735	千円 △ 207,784	千円 726,951
	2 自動車管理事業費	629,804	△ 183,300	446,504
	3 集中管理事業費	11,158	△ 1,700	9,458

2 諸支出金	3 集中管理事業費	293,773	△ 22,784	270,989
	1 繰出金	9,981	△ 657	9,324
歳出	合計	944,716	△ 208,441	736,275

昭和61年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

昭和61年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,288千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,020,331千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入	1 証紙収入	千円 2,923,269	千円 36,945	千円 2,960,214
	2 繰越金	2,923,269	36,945	2,960,214
歳入	合計	63,774	△ 3,657	60,117

歳 入	1 繰 越 金	63,774	△	3,657	60,117
	合 計	2,987,043		33,288	3,020,331

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰出金		千円 2,952,575	千円 36,840	千円 2,989,415
	1 一般会計繰出金	2,952,575	36,840	2,989,415
3 予 備 費		34,467	△ 3,552	30,915
	1 予 備 費	34,467	△ 3,552	30,915
歳 出	合 計	2,987,043	33,288	3,020,331

昭和61年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
昭和61年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ480,285千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,602,286千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 35,337	千円 7,383	千円 42,720
	1 国庫補助金	35,337	7,383	42,720
2 繰 入 金		552,545	△ 129,141	423,404
	1 一般会計繰入金	552,545	△ 129,141	423,404
3 繰 越 金		14,178	77,544	91,722
	1 繰 越 金	14,178	77,544	91,722
4 諸 収 入		2,453,747	△ 155,083	2,298,664
	1 県預金利子	1,636	△ 1,490	146
	2 貸付金元利収入	2,452,110	△ 153,593	2,298,517
5 債 償		1,026,714	△ 280,988	745,726

1 県 債	1,026,714	△ 280,988	745,726
歳 入 合 計	4,082,521	△ 480,285	3,602,236

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金貸付事業費		千円 4,082,521	千円 △ 480,285	千円 3,602,236
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	4,082,521	△ 480,285	3,602,236
歳 出 合 計		4,082,521	△ 480,285	3,602,236

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 中小企業近代化資金貸付事業費		中小企業近代化資金貸付事業費	千円 375,541
	1 中小企業近代化資金貸付事業費		375,541
計			375,541

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の利率方法	限度額	起債の利率方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 1,026,714	%	千円 745,726	%
計	1,026,714	/	745,726	/

昭和61年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
昭和61年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 55,887	千円 △ 55,887	千円 0
	1 国庫貸付金	55,887	△ 55,887	0
2 繰 入 金		38,443	△ 29,004	9,439
	1 一般会計繰入金	38,443	△ 29,004	9,439
3 繰 越 金		95,283	84,811	179,594
	1 繰 越 金	95,283	84,811	179,594
4 諸 収 入		311,264	580	311,844
	3 雑 収 入	1	580	581

歳入	合計	500,877	0	500,877
----	----	---------	---	---------

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の利率方法	限度額	起債の利率方法
農業改良資金貸付金	千円 55,887	%	千円 0	%
計	55,887	/	0	/

昭和61年度鳥取県営林事業特別会計補正予算
 昭和61年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ688千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304,167千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
 (地方債の補正)
- 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。
- 第1表 歳入歳出予算補正
 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入	1 財産売却収入	千円 56,816	△ 19,878	千円 36,938
	2 財産運用収入	56,814	△ 19,878	36,936
3 繰入金	1 一般会計繰入金	172,497	△ 31,271	141,226
	2 財産運用収入	172,497	△ 31,271	141,226
5 諸収入	1 雑収入	46,159	27,409	73,568
	2 雑収入	46,059	27,409	73,468
6 県債	1 県債	27,000	23,000	50,000
	2 県債	27,000	23,000	50,000
歳入	合計	304,855	△ 688	304,167

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営林事業費	1 職員費	千円 258,750	千円 81	千円 258,831
	2 職員費	118,974	△ 12,456	106,518
	3 保育事業費	106,124	△ 631	105,493

公債費	4 処分事業費	11,038	1,738	12,771
	6 管理事業費	17,906	11,430	29,336
	1 公債費	46,105	△ 769	45,336
歳出合計	304,855	△ 688	304,167	

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の利率 方法	限度額 千円	起債の利率 方法
県営林事業費	27,000	%	50,000	%
計	27,000	/	50,000	/

昭和61年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和61年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,793千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ324,370千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 237,451	千円 △ 33,854	千円 203,597
	1 使用料	237,451	△ 33,854	203,597
3 繰入金		56,959	33,213	90,172
	1 一般会計繰入金	56,959	33,213	90,172
4 繰越金		1	142	143
	1 繰越金	1	142	143
5 諸収入		33,749	△ 3,294	30,455
	1 雑収入	33,749	△ 3,294	30,455
歳入合計		328,163	△ 3,793	324,370

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 181,231	千円 △ 672	千円 180,559
		181,231	△ 672	180,559

2 公 債 費	1 事 業 費	181,231	△ 672	180,559
		146,932	△ 3,121	143,811
歳 出 合 計	1 公 債 費	146,932	△ 3,121	143,811
		328,163	△ 3,793	324,370

昭和61年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算

昭和61年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 15,446	千円 △ 7,120	千円 8,326
	1 国庫補助金	15,446	△ 7,120	8,326
2 繰 入 金		9,063	△ 3,559	5,504
	1 一般会計繰入金	9,063	△ 3,559	5,504

3 繰 越 金		6,382	10,679	17,061
	1 繰 越 金	6,382	10,679	17,061
歳 入 合 計		91,342	0	91,342

昭和61年度鳥取県県営駐車場事業特別会計補正予算

昭和61年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,440千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98,836千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 収 入		千円 21,589	千円 3,105	千円 24,694
	1 事 業 収 入	21,589	3,105	24,694
2 繰 越 金		9,777	△ 1,524	8,253
	1 繰 越 金	9,777	△ 1,524	8,253

4 繰入金		0	65,859	65,859
	1 一般会計繰入金	0	65,859	65,859
歳入	合計	31,396	67,440	98,836

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 県営駐車場事業費		31,396	67,440	98,836
	1 県営駐車場管理費	31,396	67,440	98,836
歳出	合計	31,396	67,440	98,836

昭和61年度鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計補正予算

昭和61年度鳥取県の天神川流域下水道管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47,742千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175,156千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		82,541	△ 35,273	47,268
	1 負担金	82,541	△ 35,273	47,268
2 繰入金		140,356	△ 13,185	127,171
	1 一般会計繰入金	140,356	△ 13,185	127,171
3 繰越金		1	716	717
	1 繰越金	1	716	717
歳入	合計	222,898	△ 47,742	175,156

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 流域下水道管理事業費		222,898	△ 47,742	175,156
	1 管理運営費	49,766	△ 3,702	46,064
	2 業務費	173,132	△ 44,040	129,092
歳出	合計	222,898	△ 47,742	175,156

昭和61年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

昭和61年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46,918千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ278,381千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 101,184	千円 △ 1,384	千円 99,800
	1 財産売却収入	101,184	△ 1,384	99,800
2 繰入金		224,114	△ 47,425	176,689
	1 一般会計繰入金	224,114	△ 47,425	176,689
3 諸収入		1	1,891	1,892
	1 雑収入	1	1,891	1,892
歳入	合計	325,299	△ 46,918	278,381

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県立学校水産実習船実習費		千円 325,299	千円 △ 46,918	千円 278,381
	1 県立学校水産実習船実習費	325,299	△ 46,918	278,381
歳出	合計	325,299	△ 46,918	278,381

昭和61年度鳥取県管理立事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和61年度鳥取県管理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和61年度鳥取県管理立事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(区 分) (既決予定量) (補正予定量) (計)
 (1) 米子港庵ヶ崎地区 埋立地売却面積 1ヘクタール 1.3ヘクタール 2.3ヘクタール

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)
 収 入

第1款 埋立事業収益 319,720千円 464,024千円 783,744千円

第1項	営業収益	319,700千円	464,024千円	783,724千円				
	支 出							
第1款	埋立事業費	159,417千円	203,473千円	362,890千円				
第1項	営業費用	159,417千円	203,473千円	362,890千円				
昭和61年度鳥取県宮観光施設事業会計補正予算 (総 則)								
第1条	昭和61年度鳥取県宮観光施設事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。							
	(収益的収入及び支出の補正)							
第2条	昭和61年度鳥取県宮観光施設事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。							
(科 目)	収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)				
第1款	観光施設事業収益	93,808千円	0千円	93,808千円				
第1項	営業収益	34,643千円	△1,232千円	33,411千円				
第2項	営業外収益	118千円	111千円	229千円				
第3項	他会計からの借入金	59,047千円	△49,933千円	9,114千円				
第4項	他会計からの長期借入金	0千円	51,054千円	51,054千円				
第1款	観光施設事業費	163,953千円	△49,933千円	114,020千円				
第3項	他会計からの借入金償還金	59,047千円	△49,933千円	9,114千円				
	(資本的収入及び支出の補正)							
第4条	予算第4条本文かつて書を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。							
(科 目)	収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)				
第1款	資本的収入	108,445千円	△5千円	108,440千円				
第1項	他会計からの借入金	108,445千円	△108,445千円	0千円				
第2項	他会計からの長期借入金	0千円	108,440千円	108,440千円				
第1款	資本的支出	216,890千円	△108,450千円	108,440千円				
第1項	建設改良費	665千円	△5千円	660千円				
第3項	他会計からの借入金償還金	108,445千円	△108,445千円	0千円				
昭和61年度鳥取県宮病院事業会計補正予算 (総 則)								
第1条	昭和61年度鳥取県宮病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。							
	(業務の予定量の補正)							
第2条	昭和61年度鳥取県宮病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。							
(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)					

(6) 主要な建設改良事業

厚生病院旧棟改修事業 305,689千円 34,554千円 340,243千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 病院事業収益 9,082,466千円 △33,624千円 9,028,842千円

第2項 医業外収益 912,213千円 △21,626千円 890,587千円

第3項 特別利益 81,067千円 △11,998千円 69,069千円

支 出

第1款 病院事業費用 9,338,586千円 △44,499千円 9,294,087千円

第2項 医業外費用 408,579千円 △32,501千円 376,078千円

第3項 特別損失 79,749千円 △11,998千円 67,751千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 資本的収入 2,674,284千円 5,326千円 2,679,610千円

第1項 出資金 564,810千円 34,554千円 599,364千円

第2項 他会計からの借入金 1,827,063千円 △29,228千円 1,797,835千円

支 出

第1款 資本的支出 2,914,943千円 34,554千円 2,949,497千円

第1項 建設改良費 598,331千円 34,554千円 632,885千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(補助の目的) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(2) 厚生病院旧棟改修事業に要する経費 71,260千円 △11,998千円 59,262千円

鳥取県告示第二百六十九号

昭和六十二年二月定例県議会で三月六日議決された昭和六十二年度鳥取県一般会計予算、昭和六十二年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和六十二年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和六十二年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和六十二年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和六十二年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和六十二年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和六十二年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算、昭和六十二年度鳥取県官林事業特別会計予算、昭和六十二年度鳥取県官境港

水産施設事業特別会計予算、昭和六十二年鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算、昭和六十二年鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計予算、昭和六十二年鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計予算、昭和六十二年鳥取県宮駐車場事業特別会計予算、昭和六十二年鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算、昭和六十二年鳥取県港湾整備事業特別会計予算、昭和六十二年鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和六十二年鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和六十二年鳥取県管電気事業会計予算、昭和六十二年鳥取県管工業用水道事業会計予算、昭和六十二年鳥取県管埋立事業会計予算、昭和六十二年鳥取県管観光施設事業会計予算及び昭和六十二年鳥取県管病院事業会計予算は、次のとおりである。

昭和六十一年三月二十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

昭和62年度鳥取県一般会計予算

昭和62年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 247,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができずる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 県 税		千円
		36,046,801
1 県 民 税		
		9,767,918

2 地方譲与税	2 事業税	9,691,841	3 地方交付税	83,400,000	
	3 不動産取得税	1,674,002			1 地方交付税
	4 県たばこ消費税	1,568,803		4 交通安全対策特別交付金	329,047
	5 娯楽施設利用税	408,070			1 交通安全対策特別交付金
	6 料理飲食等消費税	3,204,465		5 分担金及び負担金	4,126,272
	7 自動車税	5,055,227			1 分担金
	8 鉱区税	3,106		6 使用料及び手数料	2,860,199
	9 狩猟者登録税	16,343			1 使用料
	10 自動車取得税	1,777,812		7 国庫支出金	884,088
	11 軽油引取税	2,871,632			2 手数料
	12 入猟税	12,082		1 国庫負担金	65,938,528
		2,477,394			2 国庫補助金
	2,001,937	3 委託金	724,895		
	164,162	8 財産収入	2,465,539		
	4,635		1 財産運用収入	589,711	
	806,660				

9 寄 附 金	2 財 産 売 払 収 入		1,875,828
	1 寄 附 金		91,660
10 繰 入 金	1 特 別 会 計 繰 入 金		705,534
	2 基 金 繰 入 金		274,770
11 繰 越 金	1 繰 越 金		100,000
			100,000
12 諸 収 入	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料		86,638
	2 2 果 預 金 利 子		124,721
	3 公 營 企 業 貸 付 金 元 利 収 入		2,387,018
	4 貸 付 金 元 利 収 入		19,359,055
	5 受 託 事 業 収 入		579,169
	6 収 益 事 業 収 入		708,339
	7 利 子 割 精 算 金 収 入		119

13 県 債	8 雑 入		2,283,643
	1 県 債		21,617,000
歳 入 合 計			247,500,000

歳 出			
1 議 会 費	1 議 会 費		764,003
			764,003
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費		9,103,834
	2 企 業 面 費		565,822
	3 徴 税 費		1,590,998
	4 市 町 村 振 興 費		471,015
	5 選 挙 費		216,158
	6 防 災 費		149,565
	7 統 計 調 査 費		251,978

3	民 生 費	8 人事委員会費	102,827	6 農林水産業費	4 労働委員会費	96,859	
		9 監査委員費	108,621		1 農業費	39,947,893	
4	衛 生 費	1 社会福祉社費	8,629,654	7 商 工 費	2 畜産業費	2,489,692	
		2 児童福祉社費	5,620,997		3 農地地費	16,190,660	
		3 生活保護費	2,549,315		4 林業業費	8,159,494	
		4 災害救助費	7,493		5 水産業業費	4,070,451	
5	勞 働 費	1 公衆衛生費	2,140,385	8 土 木 費	1 商業業費	10,465,946	
		2 環境衛生費	471,089		2 工 業 業 費	9,504,538	
		3 保健所費	1,361,057		3 観 光 費	388,539	
		4 医 薬 費	4,182,502		1 土木管理費	360,520	
		1 勞 政 費	318,188			2 道路橋りよう費	21,559,107
		2 職 業 訓 練 費	540,826			3 河 川 海 岸 費	14,684,947
		3 失 業 対 策 費	194,102			4 港 灣 費	6,846,048
			1,149,975				50,887,737
			8,155,033				20,359,023

9 警 察 費	5 都 市 計 画 費	4,605,374
	6 住 宅 費	2,831,741
10 教 育 費	1 警 察 管 理 費	11,075,555
	2 警 察 活 動 費	9,982,426
11 災 害 復 旧 費	1 教 育 総 務 費	1,093,129
	2 小 学 校 費	51,231,923
	3 中 学 校 費	3,030,788
	4 高 等 学 校 費	18,788,481
	5 特 殊 学 校 費	10,517,867
	6 社 会 教 育 費	14,269,931
	7 保 健 体 育 費	2,722,673
12 公 債 費	6 社 会 教 育 費	1,230,893
	7 保 健 体 育 費	671,290
13 諸 支 出 金	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	3,282,759
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	496,664
14 予 備 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,786,095
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	

12 公 債 費	1 公 債 費	29,563,835
	1 公 營 企 業 支 出 金	1,613,997
	2 利 子 割 交 付 金	159,433
	3 娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	133,006
	4 自 動 車 取 得 税 交 付 金	138,828
13 諸 支 出 金	5 利 子 割 精 算 金	1,182,245
	1 予 備 費	485
14 予 備 費	1 予 備 費	100,000
	合 計	100,000
合 計		247,500,000

第2表 債務負担行為
新 規

事 項	期 間	限 度	額
看 護 学 生 等 修 学 資 金 貸 付 金	昭 和 62 年 度 从 昭 和 64 年 度 末 迄		9,240 千円
中 小 企 業 設 備 貸 与 事	昭 和 62 年 度 从 始	財 团 法 人 鳥 取 県 中 小 企 業 振 興 公 社 が	

業に関する損失補償	昭和74年度まで	中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づいて、中額小企業者に貸与するための設備総相当額450,000千円の45パーセントに相当する金額を限る未収債権の回収不能に貸与にかかった損失金額
農業近代化資金利子補給	昭和62年度から昭和82年度まで	融資総額7,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の3.95/100に相当する金額
農業近代化推進資金利子補給	昭和62年度から昭和68年度まで	融資総額1,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の1.7/100に相当する金額
農団法人鳥取県農業損失補償	昭和62年度から昭和68年度まで	損失補償元金325,000千円について、損失補償元金を受け、昭和62年度から昭和68年度までの期間に、鳥取県農業損失補償元金325,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2.25/100に相当する金額
果樹災害対策利子補給	昭和62年度から昭和63年度まで	昭和62年度における果樹災害にたいして、鳥取県果樹業者連合会連合会が5,700千円以内で行う金額のうち、1/3に相当する金額
野菜価格安定対策事業補助	昭和62年度から昭和65年度まで	37,568
水田裏作促進対策事業補助	昭和62年度から昭和63年度まで	158,880

乾しいたけ価格安定対策事業補助	昭和62年度	30,267
財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	昭和62年度から昭和81年度まで	損失補償元金739,549千円を限度とし、各年度の融資残高の3.5/100に相当する金額
農業近代化資金利子補給	昭和62年度から昭和70年度まで	融資総額200,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2.65/100に相当する金額
漁業経営維持安定資金利子補給	昭和62年度から昭和73年度まで	融資総額300,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4/100に相当する金額
漁業経営安定資金利子補給	昭和62年度から昭和64年度まで	融資総額300,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2/100に相当する金額
漁協信用事業整備強化対策利子補給	昭和62年度から昭和73年度まで	融資総額100,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2.25/100に相当する金額
鳥取県土地開発公社の借入金に対する債務保証	昭和62年度から昭和66年度まで	鳥取県土地開発公社が昭和62年度に国内に発行した借入金による補償事業のために供した信用保証料1,381,200千円
主要地方道鳥取県道改良事業借入金	昭和62年度から昭和66年度まで	410,200

治山費	850,000	同	上	同上	同上	同上
林道費	465,000	同	上	同上	同上	同上
漁港建設費	887,000	同	上	同上	同上	同上
沿岸漁場整備開発費	295,000	同	上	同上	同上	同上
道路橋りよう総務費	688,000	同	上	同上	同上	同上
道路新設改良費	1,709,000	同	上	同上	同上	同上
道路維持費	648,000	同	上	同上	同上	同上
橋りよう新設改良費	132,000	同	上	同上	同上	同上
河川総務費	175,000	同	上	同上	同上	同上
河川改良費	2,932,000	同	上	同上	同上	同上
海岸保全費	168,000	同	上	同上	同上	同上
砂防費	2,498,000	同	上	同上	同上	同上
港湾建設費	886,000	同	上	同上	同上	同上
港湾管理組合費	51,000	同	上	同上	同上	同上
空港費	839,000	同	上	同上	同上	同上
街路事業費	938,000	同	上	同上	同上	同上

公園費	401,000	同	上	同上	同上	同上
公営住宅建設事業費	548,000	同	上	同上	同上	同上
警察施設費	31,000	同	上	同上	同上	同上
交通指導取締費	440,000	同	上	同上	同上	同上
高等学校施設整備費	400,000	同	上	同上	同上	同上
治山施設災害復旧費	74,000	同	上	同上	同上	同上
漁港施設災害復旧費	34,000	同	上	同上	同上	同上
建設災害復旧費	824,000	同	上	同上	同上	同上
港湾災害復旧費	20,000	同	上	同上	同上	同上
直轄河川事業費	625,000	同	上	同上	同上	同上
直轄海岸保全事業費	79,000	同	上	同上	同上	同上
直轄砂防事業費	142,000	同	上	同上	同上	同上
直轄ダム事業費	23,000	同	上	同上	同上	同上
直轄港湾事業費	148,000	同	上	同上	同上	同上
直轄災害復旧費	110,000	同	上	同上	同上	同上
計	21,617,000					

昭和62年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
昭和62年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定
めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ798,407千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入
歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 事業収入	1 用品調達事業収入	503,858
	2 自動車管理事業収入	7,730
	3 集中管理事業収入	285,248
	合 計	796,836
2 繰越金	繰越金	1,571
	合 計	798,407

歳 出

款	項	金額
1 事業費	1 用品調達事業費	498,654
	2 自動車管理事業費	7,731
	3 集中管理事業費	284,948
	合 計	791,333
2 諸支出金	諸支出金	7,074
	合 計	7,074
合 計		798,407

昭和62年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和62年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによ
る。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,075,343千円と定め
る。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入
歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 証紙収入	1 証紙収入	3,043,026 千円
	合計	3,043,026
2 繰越金	1 繰越金	32,317
	合計	32,317
歳入	合計	3,075,343

歳出

款	項	金額
1 一般会計繰出金	1 一般会計繰出金	8,038,820 千円
	合計	8,038,820
2 諸支出金	1 償還金	1
	合計	1
3 予備費	1 予備費	41,522
	合計	41,522
歳出	合計	8,075,343

昭和62年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和62年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,875千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第280条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫貸付金	7,800 千円
	合計	7,800
2 繰入金		4,542

歳 入	合 計	1 一般会計繰入金	4,542
		3 繰越金	1,863
歳 出	合 計	1 繰越金	1,863
		4 諸収入	85,670
		1 貸付金元利収入	84,624
		2 雑収入	1,046
		合 計	99,875

歳 入	合 計	1 母子福祉資金貸付事業	99,875
		1 母子福祉資金貸付事業費	99,875
歳 出	合 計		99,875

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
修学資金等貸付金	昭和62年度から昭和66年度まで		千円 75,336

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 7,800	政府の定める方法による。	無利子%	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。
計	7,800			

昭和62年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和62年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,228千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額

1 繰越	金	千円	
		11,531	
2 諸収	入	1 繰越金	11,531
		1 貸付金元利収入	55,697
		2 雑収入	320
		合計	67,228

歳出

1 養婦福祉資金貸付事業費	款	項	金額
			千円
		1 養婦福祉資金貸付事業費	67,228
		合計	67,228

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度	額
修学資金等貸付金		昭和62年度から昭和65年度まで		千円 10,116

昭和62年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

昭和62年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,899,519千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

1 国庫支出金	款	項	金額
			千円
		1 国庫補助金	34,328
2 繰入金	金	1 一般会計繰入金	114,492
			114,492
3 繰越金	金	1 繰越金	5,946
			5,946

4 諸 収 入			2,538,553
	1 県 預 金 利 子		570
	2 貸 付 金 元 利 収 入		2,532,982
	3 雑 入	1	
5 県 債			211,200
	1 県 債		211,200
歳 入 合 計			2,899,519

歳 出

1 中小企業近代化資金貸付事業費			2,899,519
	1 中小企業近代化資金貸付事業費		2,899,519
歳 出 合 計			2,899,519

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 211,200	中小企業事業団の定める方法による。	4.3%以内	中小企業事業団業務方法書に基つて、都道府県に對する資金貸付

			準則第5条に定める方法による。
計	211,200		

昭和62年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和62年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ500,619千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国 庫 支 出 金		千円 62,612
	1 国 庫 貸 付 金	62,612

2	繰 入 金	1	一般会計繰入金	41,924
3	繰 越 金	1	繰越金	105,090
4	諸 収 入			290,993
		1	貸付金元利収入	290,991
		2	県預金利子	1
		3	雑 入	1
	歳 入	合 計		500,619

1	農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	1	農業改良資金貸付事業費	500,619
		合 計		500,619

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付金	千円 62,612	政府の定める方法による。	無利子	農業改良資金助成法に定める方法による。
計	62,612			

昭和62年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算
昭和62年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,256千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1	繰 入 金	1	一般会計繰入金	2,256
		合 計		2,256
2	繰 越 金	1	繰越金	40,603

3 諸 収 入	59,397	
	1 貸付金元利収入	59,395
	2 県預金利息	1
3 雑 入	1	
歳 入 合 計	102,256	

歳 出	102,256	
	1 林業改善資金貸付事業	102,256
	1 林業改善資金貸付事業費	102,256
歳 出 合 計	102,256	

昭和62年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和62年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ313,315千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- (地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫補助金		千円
			1,595
2 財産収入	1 財産売払収入		40,076
			40,022
		2 財産運用収入	54
3 繰 入 金	1 一般会計繰入金		174,561
			174,561
4 繰 越 金	1 繰 越 金		1,000
			1,000
5 諸 収 入	1 受託事業収入		46,083
			100

歳 入			
款	項	金	額
1 使用料及び手数料	1 使用料		237,670
			千円 237,670
2 財産収入			3
3 繰入金	1 財産売却収入		3
4 繰入金	1 一般会計繰入金		75,168
5 諸収入	1 繰入金		1
歳 入	合 計		313,890
歳 出			
款	項	金	額
1 事業費			千円 181,985
			181,985

歳 出		
公 債 費	1 公 債 費	合 計
2		
		161,905
		161,905
		343,890

昭和62年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
 昭和62年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に
 定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,373千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金	額
1 国庫支出金	1 国庫補助金		千円 15,568
			15,568
2 繰入金	1 一般会計繰入金		9,155
			9,155

8 繰 越 金	1 繰 越 金	1
		4 諸 収 入
		1 貸 付 金 元 利 収 入
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		91,373

歳 出 款	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	91,373
		1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	91,373
		歳 出 合 計	91,373

昭和62年度鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計予算
 昭和62年度鳥取県の漁港臨海土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90,000千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

歳 入 款	1 県 債	1 県 債	90,000	
			歳 入 合 計	90,000

歳 出

歳 出 款	1 漁 港 臨 海 土 地 造 成 事 業 費	1 漁 港 臨 海 土 地 造 成 事 業 費	90,000	
			歳 出 合 計	90,000

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 事業収入		千円 12,508
	1 事業収入	12,508
2 繰入金		1
	1 繰入金	1
3 諸収入		10
	1 雑収入	10
歳入	合計	12,514

款	項	金額
1 県営駐車場事業費		千円 12,514
	1 県営駐車場管理費	12,514
歳出	合計	12,514

昭和62年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算

昭和62年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,787,035千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 398,576
	1 負担金	398,576
2 使用料及び手数料		
	1 使用料	1
3 国庫支出金		
	1 国庫補助金	588,800

昭和62年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

昭和62年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ136,632千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円 129,260
	1 財 産 売 払 収 入	129,260
2 繰 越 金		7,339
	1 繰 越 金	7,339
3 諸 収 入		33
	1 雑 入	33
歳 入	合 計	136,632

昭和62年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和62年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ310,708千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円 101,058
	1 財 産 売 払 収 入	101,058
2 繰 入 金		208,150

款	項	金額
1 県立学校農業実習費		千円 136,632
	1 県立学校農業実習費	136,632
歳 出	合 計	136,632

	1 一般会計繰入金	208,150
3 諸 収 入		1,500
	1 雑 入	1,500
歳 入	合 計	310,708

歳 出	款 項	金 額
	1 県立学校水産実習船実習費	千円 310,708
	1 県立学校水産実習船実習費	310,708
歳 出	合 計	310,708

昭和62年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 昭和62年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 121,333,000KWH
- (2) 新幡郷発電所建設事業費 5,530,000千円
- (3) 袋川発電所調査費 500千円

- (4) 若桜発電所調査費 5,000千円
- (5) 河原発電所調査費 3,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | |
|------------|-------------|
| 収 入 | 入 |
| 第1款 電気事業収益 | 1,252,973千円 |
| 第1項 営業収益 | 1,228,316千円 |
| 第2項 営業外収益 | 24,657千円 |
| 支 出 | 出 |
| 第1款 電気事業費 | 1,210,657千円 |
| 第1項 営業費用 | 856,016千円 |
| 第2項 営業外費用 | 326,078千円 |
| 第3項 特別損失 | 28,563千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額 165,621千円は過年度分損益勘定留保資金91,621千円及び繰越利益剰余金処分額74,000千円で補てんするものとする。)

- | | |
|--------------|-------------|
| 収 入 | 入 |
| 第1款 資本的収入 | 5,531,010千円 |
| 第1項 企業債 | 5,529,000千円 |
| 第2項 固定資産売却代金 | 2,000千円 |
| 第3項 建設収入 | 10千円 |
| 支 出 | 出 |

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

昭和62年度鳥取県管理立事業会計予算

(総則)

第1条 昭和62年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積 1ヘクタール
- (2) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 13ヘクタール
- (3) 境港外港竹内地区埋立事業費 1,588,919千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	出
第1款 埋立事業収益 1,093,020千円	
第1項 営業収益 1,093,000千円	
第2項 営業外収益 20千円	
	第1款 埋立事業費 1,265,705千円
	第1項 営業費用 1,265,705千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,053千円は繰越利益剰余金処分額1,053千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 3,675,892千円	
第1項 企業債 3,528,000千円	
第2項 他会計からの長期借入金 597千円	
第3項 建設収入 147,295千円	

出

第1款 資本的支出 3,676,945千円	
第1項 建設改良費 1,589,516千円	
第2項 企業債償還金 2,087,429千円	

(継続費)

第5条 昭和60年度鳥取県管理立事業会計予算中第5条継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

款 項	事業名	総 額	年 度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	27,140,000千円	49年度	134,110千円
			50年度	168,064千円
			51年度	81,900千円
			52年度	693,240千円
			53年度	2,810,266千円
			54年度	2,772,527千円
			55年度	2,620,119千円
			56年度	1,740,234千円
			57年度	1,400,018千円
			58年度	2,805,780千円

第3項 他会計からの借入金 50,346千円
支 出

第1款 観光施設事業費 149,195千円

第1項 営業費用 77,858千円

第2項 営業外費用 20,991千円

第3項 他会計からの借入金償還金 50,346千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 108,490千円は、一時借入金で措置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 108,490千円

第1項 他会計からの借入金 108,490千円

支 出

第1款 資本的支出 216,980千円

第1項 建設改良費 710千円

第2項 企業債償還金 107,780千円

第3項 他会計からの借入金償還金 108,490千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、163,000千円と定める。

昭和三十二年鳥取県宮病院事業会計予算

(総 則)

第1条 昭和三十二年鳥取県宮病院事業会計の予算は、次に定めるところに

よる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 748床

(2) 年間入院患者数 259,128人

(3) 年間外来患者数 365,944人

(4) 一日平均入院患者数 708人

(5) 一日平均外来患者数 1,228人

(6) 主要な建設改良事業 厚生病院旧棟改修事業 302,970千円

中央病院熱源転換改良工事 263,000千円

医療機器備品 301,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 9,284,491千円

第1項 医業収益 8,352,810千円

第2項 医業外収益 906,079千円

第3項 特別利益 25,602千円

支 出

第1款 病院事業費 9,793,113千円

第1項 医業費用 9,132,682千円

第2項 医業外費用 382,092千円

第3項 特別損失 278,339千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 386,536千円は過年度分損益勘定留保資金 326,979千円及び当年度分損益勘定留保資金59,557千円で補てんするものとする。）。

収	入
第1款 資本的収入	2,711,742千円
第1項 出資金	714,488千円
第2項 他会計からの借入金	1,448,254千円
第3項 企業債	549,000千円
支	出
第1款 資本的支出	3,098,278千円
第1項 建設改良費	899,841千円
第2項 企業債償還金	420,255千円
第3項 他会計からの借入金償還金	1,778,182千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	549,000千円	証券発行の方法又は証券借入れの方法により資金運用部、りとう政省その他のよとす。ただし、事業合又は専任の全部より起債額	10以内%	1年後の11月31日までに償還するものとする。その償還は、20年度から29年度までの間に償還するものとする。その償還は、他の償還方法に比べて短期償還し、

又は一部を翌年度に繰り延べて起債する。

いはす置き又又はつて短期償還延長期は、上若しくはがえすものとす。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 4,869,986千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- 補助の目的
- (1) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 185,415千円
 - (2) 厚生病院旧棟改修事業に要する経費 25,602千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,900,318千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器備品	生化学自動分析装置	一 式